

**令和6年度メディア連携情報発信事業業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

この実施要領は、令和6年度メディア連携情報発信事業業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

**2 委託業務の概要等**

- (1) 委託業務名 令和6年度メディア連携情報発信事業委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日（月）
- (4) 予算額（業務委託費）の上限  
2,016,000円（消費税及び地方消費税額を含む）  
※上記予算額は契約時の予定額を示すものではありません。

**3 参加資格**

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制がとれること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者
  - エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
  - オ 取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
  - キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及

- びその者を代理人、支配人その他 の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者）
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

#### 4 委託業者選定方法

提出された企画提案書に基づき書面審査をし、業者を決定します。

#### 5 プロポーザルの概要

##### (1) プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルの参加を希望される場合は、電子メールにより、参加申込書（様式第1号）を令和6年4月26日（金）17時までに富山県地方創生局観光振興室（以下全ての書類の提出先）に提出してください。

なお、参加申し込みを行ったあと、事情により参加を辞退する場合は、5月7日（火）17時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

##### (2) 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書（様式第2号）を4月26日（金）17時までに提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

なお、質問に対する回答は、5月2日（木）までに県のホームページに掲載します。

##### (3) 受け付けない質問項目

- ア 評価基準の配点に関する質問
- イ 他の応募者に関する質問
- ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

##### (4) 到達確認

(1)、(2) いずれも必ず電話で到達を確認してください。

#### 6 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

本プロポーザルへの申し込みをされた事業者は、電子メールにより、次の①～⑤の資料を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

① 企画提案書（様式第3号）

「審査基準」を参照のうえ、以下の内容を踏まえて作成してください。

- ア メディアによる露出を強化するためのポイント
  - イ メディア向け県内視察会の内容
  - ウ メディア向け情報発信力向上支援
  - エ その他提案内容を補足する資料（自由企画提案など）
- ※経費は見積もりに含めてください。

② 経費見積書

企画内容に即してできるだけ詳細に明記してください。

③ 会社概要（様式任意）

④ スタッフ一覧（様式任意）

業務の一部を外注する場合も含めて、当該業務にあたる人員を実態に即してできるだけ詳細に明記してください。

⑤ 業務実績（様式第4号）

官公庁及び民間等の主な受注実績（特に観光関係）

主な事例を2～3点程度記載し、その概要がわかる資料があれば添付してもよい。

(2) 提出場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
富山県地方創生局観光振興室 観光戦略課  
立山黒部・広域観光戦略担当（担当：青山）  
メール：nao.aoyama@pref.toyama.lg.jp 電話：076-444-4498

(3) 提出期限 令和6年5月10日（金）正午【必着】

(4) 提出方法 電子メール  
※メール送信後、上記担当に到着確認の電話を行ってください。

## 7 委託候補者の選定方法

提出された企画書等の書類の内容を書面審査し、以下の評価基準から総合的に評価を行った結果、合計得点が最も高得点を獲得した事業者を候補者とします。

ただし、上記「2（4）予算額の上限」の委託費の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとします。

項目	審査観点	配点
<b>1. メディアによる露出を強化するためのポイント</b>		20
①各種メディアにおける情報発信に係る素材採用過程などを十分に理解しているか。		
②それらの特徴を踏まえ、メディアでの露出を強化するための対策について十分理解しているか。		
<b>2. メディア向け県内視察会の開催</b>		40
①メディアに対し本県の魅力を十分発信出来る内容となっているか。		

②観光素材の特徴に合う媒体を持つメディアとマッチングし、効果的な発信につながることを期待できるか。	
③自治体や観光事業者が、今後の取り組みに関する助言等をメディアから受けることを期待できるか。	
④県内視察会後も自治体や観光事業者とメディアが連携していくことが期待できる内容が盛り込まれているか。	
<b>3. メディア向け情報発信力向上支援</b>	<b>30</b>
①メディアでの露出強化につながる効果的な情報発信の手法を習得できる内容となっているか。	
②メディア向け県内視察会に向け、自治体や観光事業者による効果的な情報発信につながる内容が盛り込まれているか。	
<b>4. その他、自由企画提案</b>	<b>10</b>
①事業の趣旨を踏まえ魅力的な追加提案があるか。	
合 計	<b>100</b>

## 8 契約

採用業者とは内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

## 9 その他

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
  - ①所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
  - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。
- (8) 本プロポーザルの結果は採用・不採用に関わらず、後日書面（電子メールへの添付）をもって通知するとともに、富山県ホームページにおいて、契約候補者等の名称を公表します。

## 10 スケジュール

令和6年4月26日（金）17時      プロポーザル参加申込書・質問書提出期限

令和6年5月10日（金）正午  
令和6年5月10日（金）以降  
令和6年5月下旬

企画提案書等提出期限  
書面審査  
審査結果通知、契約締結